

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		令和6年6月19日
静岡県知事 鈴木康友 殿		
提出者		
住所 静岡県御前崎市池新田5585		
氏名 御前崎市 市長 下村 勝		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号 0537-85-1126		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	池新田浄化センター	
事業場の所在地	静岡県御前崎市池新田9037番地の1	
計画期間	令和6年4月1日から令和6年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
① 事業の種類	下水道業 [3830]	
② 事業の規模	下水汚泥量 43,276 t (前年度実績)	
③ 従業員数	廃棄物担当職員 2名	
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	図1工程図参照	

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別表1のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 有機性	
	排出量	43,276 t	t
	効率の良い下水処理、オゾン汚泥減量設備の適切な運転を行うことにより発生率をおさた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 有機性	
	排出量	43,276 t	t
	今後も継続し、効率の良い下水処理、オゾン汚泥減量設備の適切な運転を行うことにより発生率をおさえる。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	—		
②計画	—		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 有機性	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 有機性	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	今後も継続し、最終処分業者が肥料化、販売を行い全て再利用する。また、コンポスト化以外の再生利用を検討していく。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 有機性	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	42,356 t	t
	脱水		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 有機性	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	42,356 t	t
	脱水		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t
		—	
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t
		—	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 有機性	
	全処理委託量	920 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	920 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結し、また処分先現地確認を実施した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 有機性	
	全処理委託量	920 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	920 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
処理業者と委託契約を結ぶに当たっての事前の現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況）と委託後の定期的な確認をする。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- 3 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

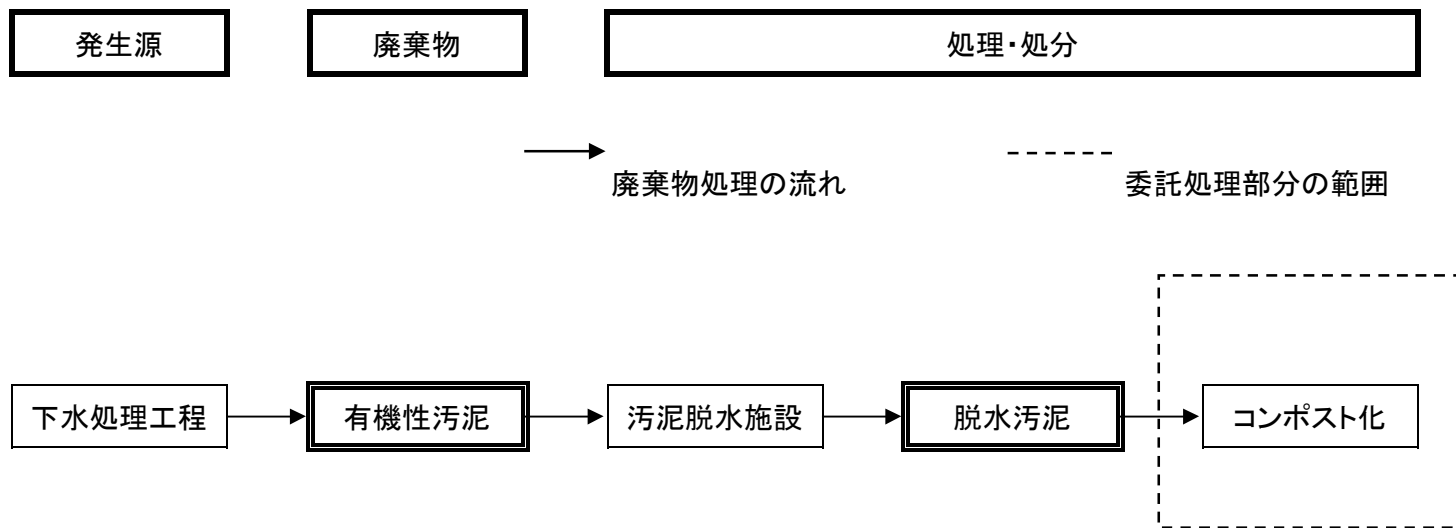


図1 廃棄物処理フロー図(現状)

別表1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織図

統括責任者	所 属 :御前崎市役所 職・氏名:御前崎市長 下 村 勝
廃棄物担当	組織名:御前崎市役所 職・氏名:上下水道課長 組織人数:2人
役割	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者の選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理表の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織

